

## 財政援助団体等監査公表

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年9月29日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 熊澤光吏

### 記

1 監査の期間

令和5年9月1日～令和5年9月28日

2 監査の対象

令和4年度天童市高年齢者労働能力活用事業費補助金に係る事務執行状況について（公益社団法人 天童市シルバー人材センター）

監 第 56 号  
令和5年9月29日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥山 吉行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査対象 令和4年度天童市高年齢者労働能力活用事業費補助金に係る事務執行状況
- 2 監査執行者 監査委員 奥山 吉行、監査委員 熊澤 光吏
- 3 監査の実施方法及び日程
  - (1) 書類審査並びに質問に対する回答及び口頭による確認
  - (2) 令和5年9月1日～令和5年9月28日
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、補助事業に関する財務関係諸帳簿その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある。）。
- 6 監査の結果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。